年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

| 1. | 今回(| のあっ | せん | 等(| の概要 |
|----|-----|-----|----|----|-----|
| | | | | | |

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

栃木国民年金 事案 929

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月から57年3月まで

② 昭和58年1月から同年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、国民年金の未納期間があることが分かった。申立期間については、親が納付していたと思うので、納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 57 年4月以降、申立期間を除き加入期間に未納は無く、1回かつ3か月と短期間の当該期間のみあえて納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、昭和40年12月に国民年金に任意加入し、第3号被保険者に切り替わる61年4月までの21年4か月にわたり保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

2 申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、当時の加入状況について、「昔のことで記憶に無い。」としており、申立人自身は親の勧めで国民年金に加入したとしているが、加入手続及び保険料の納付については全く記憶が無いとしていることから、申立期間における加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年4月に払い出されており、この時点で当該期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人に、別の記号番号が払い出された形跡はうかがえず、こ

のほかに申立人の母親が当該期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付してい たものと認められる。

栃木国民年金 事案 930

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年4月から 63 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

役場から国民年金への加入を勧める連絡が来たので、父親が加入手続を してくれた。昭和62年度及び63年度の保険料は、私が1年分ずつ2回支 払ったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「町から国民年金への加入を勧める連絡が来たため、父親が加入手続をしてくれた。申立期間の保険料は、1年分をまとめて納付した。」と申し立てており、国民年金手帳記号番号払出簿及びA町(現在は、B市)が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人に係る加入手続は昭和63年6月に行われたことが確認でき、この時点で、申立期間は保険料が過年度納付できる期間である。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期に近接する昭和63年7月4日に申立期間に係る過年度保険料の納付書が作成されたことが確認できることからも、申立人が当該期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である上、申立期間は1回かつ12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人について昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月15日に喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったものと認められることから、同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年5月までは20円、同年6月及び同年7月は70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和19年10月1日から20年8月まで 私は、昭和17年4月にA社へ入社し、20年8月の終戦日の直前に疎開するまで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者 台帳において、申立人と同姓同名だが生年月日は一部相違する者の記録が発 見され、資格取得日は昭和19年10月1日であり、20年6月1日の標準報酬 月額の改定の記録が確認できるが、資格喪失日については記録されていない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人と同姓同名だが生年月日は一部相違する者が、当該事業所において、昭和 19 年 10 月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社が保管する厚生年金保険被保険者台帳では、申立人が当該事業所において、昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、A社での仕事内容や昭和20年7月に同工場が2度にわたり空襲を受けたことなど、申立人の供述は具体的であり、信憑性が高いことから、申立人は、申立期間について当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「空襲が激化したため、退職届を出さないまま疎開するこ

とになった。」と供述しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に資格喪失日の記載が無い元同僚について、オンライン記録を確認したところ、当該事業所における資格喪失日は昭和20年8月15日となっていることから、申立人の資格喪失日についても、同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると確認でき、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、喪失日は20年8月15日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険 者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和19年10月から20年 5月までは20円、同年6月及び同年7月は70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年2月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月26日から同年2月4日まで

私は、昭和46年6月からA社に継続して勤務していたところ、その後B社に転職することが決まったため、51年1月25日にA社を退社する予定であった。しかし、当該事業所からの退職の承認が遅れたため、同年2月3日に退社し、同年2月4日にB社に入社した。このようなことから、申立期間はA社で勤務していたにもかかわらず、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと年金事務所から回答を受け、納得がいかないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務中に、B社へ転職することが決まり、昭和51年1月25日に当該事業所を退社する予定であったが、退職の承認が遅れたため、同年2月3日に退社し、同年2月4日にB社に入社したとの申立人の供述は具体的であり、かつ、A社における同年2月3日の雇用保険の資格喪失の記録、B社における同年2月4日の雇用保険及び健康保険厚生年金保険の資格取得の記録とも符合していることから、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、当該事業所において、給与計算及び社会保険事務を担

当していた同僚は、「A社の給与は毎月25日締めの29日払いで、社会保険料は当月控除していた。退職日が25日だった場合、最後の給与からも社会保険料を控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年12月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、当該事業所は廃止され、事業主も既に他界しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せ ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C 出張所における資格喪失日に係る記録を昭和33年12月1日に、D社(現在は、 B社)E出張所における資格取得日に係る記録を35年7月31日に、D社F出 張所における資格取得日に係る記録を36年12月1日に訂正し、申立期間②の 標準報酬月額を1万2,000円、申立期間③の標準報酬月額を1万8,000円、申 立期間④の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間③及び④の厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月30日から同年11月1日まで

- ② 昭和33年10月1日から同年12月1日まで
- ③ 昭和35年7月31日から同年9月1日まで
- ④ 昭和36年12月1日から37年4月1日まで

A社及びD社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②、 ③及び④の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、厚 生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録、B社が保管する人事台帳の記載内容及び複数の同僚の証言により、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、適用事業所名簿において、A社C出張所は昭和33年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、D社G出張所は同年12月1日

に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないところ、D社G出張所については、当時の事務責任者が、「同出張所の開設は昭和33年12月1日である。」と証言している一方、A社C出張所及びD社G出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②について厚生年金保険の記録が無い者が10人(申立人を含む)確認できることから判断すると、A社C出張所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられ、異動日については、同年12月1日とすることが妥当である。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和33年9月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、雇用保険の加入記録、B社が保管する人事台帳の記載内容及び同僚の証言により、申立人は、D社に継続して勤務し(同社G出張所から同社E出張所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、同社G出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人の被保険者資格の喪失処理日と同日に喪失処理が行われている19人(申立人を含む)の資格喪失日は昭和35年7月1日または同年7月31日であるところ、同社の別の支店や出張所で被保険者資格を再取得し、空白期間の無い者は16人確認できることから、申立人についても同年7月に同社E出張所に異動したと考えられ、異動日については、同年7月31日とすることが妥当である。

さらに、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のD社E出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年9月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連 資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は 無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間④について、雇用保険の加入記録、B社が保管する人事台帳の記載内容及び複数の同僚の証言により、申立人は、D社に継続して勤務し(同社E出張所から同社F出張所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和36年12月20日及び37年1月2日から同社F出張所に勤務していた同僚が、「申立人は自分より先に同社F出張所で勤務していた。」と証言している上、36年11月1日から同社F出張所に勤務していた同僚が、「申立人は自分と同じ頃に同社F出張所に転勤してきた。」と証言していることから、異動日については、同年12月1日とすることが妥当である。

さらに、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のD社F出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年4月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間④に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は 無いことから、行ったとは認められない。

4 申立期間①について、B社が保管する人事台帳の記載内容及び同僚の証言 により、申立人は、A社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、A 社H出張所における被保険者資格を昭和30年9月30日に喪失(喪失理由は 「解雇」)しており、31年4月2日に同社C出張所で被保険者資格を再取得 するまでの間に、別会社で同じ記号番号で被保険者資格を再取得して5か月 間勤務していることが確認できる上、申立人も別会社で勤務していたことを 認めている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成5年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年6月を50万円、同年7月から同年9月までを30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成5年6月30日から同年10月1日まで 厚生年金保険の記録を確認したところ、A社での資格喪失日が平成5年6 月30日になっているが、それ以降も同社で勤務していたので正しい記録に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳の写し及びA社において社会保険事務を担当していた事業主の父親の証言により、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことが認められるが、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年6月30日とされている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年6月30日(現在は、同年10月1日に記録訂正済)より後の同年12月28日付けで、同年6月30日に遡って行われていることが確認できる。

また、申立人以外の被保険者4人についても同日に同様の処理が行われていることが確認できる。

さらに、社会保険事務を担当していた事業主の父親の証言から、A社は適用 事業所でなくなった平成5年6月30日においても事業を継続しており、同日 において、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満 たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を 行う合理的な理由は見当たらない。 これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年6月30日に遡及して資格を喪失する処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年10月1日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の平成5年5月及び 取り消された同年7月の随時改定の記録から、同年6月を50万円、同年7月 から同年9月までを30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月20日から38年7月1日まで 年金記録を確認したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間に ついて脱退手当金が支給済みとなっているが、脱退手当金を受け取った覚え は無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が受給したとされる脱退手当金は、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とはされておらず、未請求となっており、最初に勤めた事業所を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、20 歳到達時以降厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入し、その保険料を全て納付していることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、申立期間の被保険者原票に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示は無く、申立期間当時のA社の庶務担当者は「当該事業所で脱退手当金の代理請求の手続はしていない。」と証言している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月27日から39年4月8日まで

② 昭和39年6月1日から41年12月1日まで

③ 昭和42年3月21日から同年11月21日まで

日本年金機構から脱退手当金支給記録の確認に関するはがきが届いたが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年4か月後の昭和44年3月12日に支給されたこととなっている上、請求期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載され、脱退手当金の受給資格のある女性被保険者22名のうち、脱退手当金を受給したこととされているのは申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の期間に勤務した事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、最初の被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ ているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保 険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立 期間の標準賞与額に係る記録を37万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月20日

A社で支給された賞与のうち、平成19年7月20日に支給された賞与が年金記録に反映されていないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支払明細書の写し及びA社から提出された賞与支払明細書(控)の写しにより、申立人は申立期間において、37万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の提出を行っておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木国民年金 事案 931

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年5月まで

申立期間当時、私は学生だったので両親が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれていたが、加入の時に違う名前で登録されたと聞いており、申立期間は手違いにより未納とされているのではないかと思うので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、「父親が平成10年7月頃に、A区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料をまとめて納めた記憶がある。」と供述しているとおり、オンライン記録によると、申立期間直後の8年6月から9年2月の保険料が、10年7月8日に納付されていることが確認でき、これは、10年7月時点で最大限遡って納付したものであることから、申立期間の保険料は納付できなかったと考えられる。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月16日から40年1月15日まで A社(現在は、B社)に入社し、C本店からD店、E店及びF店の各店舗 への異動があったが、E店とF店に勤務していた期間の厚生年金保険の加入 履歴が無い。継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、申 立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所の所在地等を鮮明に記憶しており、申立てのあった各店舗に勤務していたとする証言には信憑性がある。

しかしながら、オンライン記録において、A社E店及び同社F店が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社を継承したB社においては、前身の会社に関する資料は廃棄済みのため詳細は不明としている。

さらに、申立人は、同僚について覚えていないことから、当時の状況について証言を得ることができない上、厚生年金保険に係る事務処理は本社一括で行われているため、当該事業所の厚生年金保険被保険者台帳から、申立人と同一時期に同一店舗で勤務していた者を抽出するのは困難であることから、同僚の被保険者記録を確認できず、当時の状況が不明である。

加えて、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和38年4月以降の期間について、国民年金保険料の納付記録が確認でき、申立人の所持する年金手帳においても、同年3月16日にG県で加入手続が行われたことが記載されているが、申立人は、自ら国民年金の加入手続を行っておらず、申立人の兄が届出を行ったと証言しているところ、当該兄は高齢のため証言できないものの、その妻は、「申立人が会社を辞めて、一緒に家業を行うようになったときに加

入した。」と証言している。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑪までについて、その主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月16日から平成20年6月1日まで

② 平成15年7月4日

③ 平成15年12月5日

④ 平成16年7月2日

⑤ 平成16年12月3日

⑥ 平成17年7月1日

⑦ 平成17年12月2日

⑧ 平成18年7月7日

9 平成18年12月1日

⑩ 平成19年7月6日

① 平成19年12月7日

申立期間①から⑪までについて、ねんきん定期便で確認したA社に勤務していた期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録が低い額になっていると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及びB共済会が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立期間①のうち、昭和42年3月16日から同年6月1日まで、同年7月1日から45年7月1日まで、同年9月1日から同年10月1日まで、同年11月1日から46年1月1日まで、同年2月1日から同年3月1日まで、52年5月1日から61年6月1日まで、62年4月1日から同年5月1日まで、同年6月1日から平成12年3月1日まで、同年4月1日から14年6月1日まで、同年11月1日から同年12月1日まで、15年2月1日から同年3月1日まで及び同年9月1日から20年6月1日までの期間について、当該資料で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準

報酬月額を超えない又は同額であることが確認でき、当該期間以外の期間について申立人は、給与明細書等を所持しておらず、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人及び当該共済会が提出した賞与支払明細から、申立期間②、③、 ④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪について、賞与支払明細で確認できる厚生 年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致 している。

さらに、当該共済会が保管する昭和49年、50年、55年、57年、59年から 平成5年まで、7年から19年までの算定基礎届によると、当該期間に係る標 準報酬月額はオンライン記録と一致している上、B企業年金基金の管理する昭 和53年6月から平成15年9月までの申立人の標準報酬月額の記録とオンライン記録も一致している。

加えて、申立人の標準報酬月額及び標準賞与額の記録は、遡及して訂正された形跡も無く、不自然さは見受けられない。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額及び標準 賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①から⑪までについて、申立人が主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38月7日20日から42年8月1日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」というはがきをもらった。申立期間に勤務していた時の厚生年金保険加入期間は脱退手当金が支給済みとなっているとのことだが、受給した記憶が無いので正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年10月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から13年3月1日まで A社に勤務していた期間の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が 行われたことが分かったので、元の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたが、平成13年3月14日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、事業主の妻であり、事業主は、平成 11 年から 13 年当時は、保険料を滞納していたため、自分と妻の給与を減額する手続を行った旨証言しているところ、当時、事業主から標準報酬月額の訂正について、説明を受け納得して同意したと供述している。

また、当該事業所に係る滞納処分票には、申立人が経理責任者と記録されて おり、事業主と共に数回にわたって滞納保険料の納付方法等について、社会保 険事務所(当時)の担当者と交渉を行っていたことが記録されている。

さらに、当該事業所が委託していた労務管理事務所は、当該事業所の社会保 険事務担当者は申立人及び事業主である旨回答している。

以上のことから、申立人は、事業主と共にA社の業務執行に責任を負っていたと認められ、社会保険事務についても権限を有していたと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険事務を担当する経理責任者として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から13年1月1日まで A社に勤務していた期間の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が 行われたことが分かったので、元の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたが、平成13年3月14日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、登記簿謄本により申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる上、「申立期間当時、保険料を滞納していたので、自らが社会保険事務所(当時)において、妻と自らの二名分の標準報酬月額の減額処理を行った。」と供述している。

また、当該事業所に係る滞納処分票には、申立人が事業主として、妻と共に数回にわたって滞納保険料の納付方法等について、社会保険事務所の担当者と交渉を行っていたことが記録されている。

さらに、申立人の妻は、会社の代表者印は、常時、代表取締役である夫が管理していたと証言している。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責務を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1628 (事案 1104 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から4年10月1日まで A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給 された報酬額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社において申立人と同じ取締役であった複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はおおむね同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみがこれら同僚と比較して低額であるとは認められないこと、ii) オンライン記録においても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められないこと、iii) 賃金台帳等の関連資料が無いため、申立人の主張どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、給与振込通帳の写しを提出し、役員報酬は一定であったと主張しているところ、給与振込額は必ずしも毎月同額ではなく、給与振込額からは、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月26日から同年10月1日まで 公共職業安定所の紹介で面接に行って就職したA社に勤務していたので、 申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B区CにあるA社に勤務していた。」としているところ、B区を管轄する法務局に対して当該事業所に係る商業登記簿謄本の照会を行ったが、当該所在地に申立てに係る事業所は確認することができなかった。

また、オンライン記録においても、B区内にA社という名称の厚生年金保険 適用事業所を確認することはできなかった。

さらに、申立人は複数の同僚について、姓しか記憶していないため特定する ことができず、申立人の勤務状況等についての証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月12日から29年10月20日まで

② 昭和30年9月1日から32年10月31日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうかのご確認について」というはがきが届いた。脱退手当金について手続を行った覚えは無いし、受け取った覚えも無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和30年2月10日に脱退手当金が支給決定された記録が確認でき、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年1月17日に脱退手当金が支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性同僚について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人の被保険者資格喪失日の前後2年間に被保険者資格を喪失した同僚のうち、脱退手当金の受給資格を有する9人全員について脱退手当金が支給済みとなっている。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給された時期は通 算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはう かがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。